

## 1. 新制度における利用者負担の構造

- 新制度における利用者負担については、法律上、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園、保育所の利用者負担の水準を基に、具体的な水準を検討する。

※参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会・附帯決議

・施設型給付、地域型保育給付等の利用者負担は、保護者の所得に応じた応能負担とし、具体的な水準の設定に当たっては、現行の幼稚園と保育所の利用者負担の水準を基に、両者の整合性の確保に十分配慮するものとする。

- 最終的な利用者負担の額については、国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定める必要があることから、新制度の円滑な施行に向けて、公定価格の議論に合わせて、国として定める水準を検討する必要がある。

※ 公定価格と同様、国として定める水準については、最終的に平成27年度予算編成を経て決定するが、新制度を円滑に施行するため、国が定める水準を早期に固め、平成26年度の早い時期には示していく必要がある。

## 2. 利用者負担の検討について

- 利用者負担の検討に当たっては、以下の要素を基に、これまでの議論で整理された内容、国会における附帯決議、幼児教育無償化等との関係を踏まえて検討することが必要。
  - ・ 教育標準時間認定を受ける子どもについては、現行の幼稚園就園奨励費を考慮して、また、保育認定を受ける子どもについては、現行の保育所運営費による保育料設定を考慮して、それぞれ利用者負担を検討。
  - ・ その際、両者の整合性の確保に配慮。
  - ・ また、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付けとなることから、私立施設の保育料設定をベースとして検討。

## ・利用者負担に関する検討の視点

### 【主な事項】

#### 1．所得階層の区分数 について

##### 【検討の視点】

- 教育標準時間認定を受ける子どもに係る利用者負担の所得階層の区分数は、現行の幼稚園の所得階層の区分数と同様に5区分としてはどうか。
- 保育認定を受ける子どもに係る利用者負担の所得階層の区分数は、現行の保育所の所得階層の区分数と同様に8区分としてはどうか。  
そのうえで、満3歳以上の子どもに係る利用者負担については、現行、第6階層以上の大部分が保育単価を基に保育料が決定されており、実質的に第6階層以上の保育料基準額が適用される場合はほとんど存在しないことから、所得階層の区分数を6区分としてはどうか。

##### ＜主なご意見＞

- ・ 幼稚園の現行の保育料について、公私間の格差が大きいため、整理してはどうか。
- ・ 今回5区分にするのは賛成だが、幼稚園と保育所の区分を長期的にみた場合にそろえていくことが重要。
- ・ 利用者負担の年齢区分は3歳以上と3歳未満しか分かれていないため、年齢区分ごとに分けていくことも必要。財源は青天井ではないためきめ細かい設計が必要ではないか。
- ・ 家庭的保育事業の利用者から延長保育料や食事の費用などが保育所と違う点が、不満足な点として挙げられている。
- ・ 利用者負担について、土曜や休日は応益負担という考え方についても検討してはどうか。
- ・ 利用料については、幼保、公・私の間で公平性のとれた設定とすべき。
- ・ 保育認定の利用者負担について、消費税を投じてユニバーサルな支援に転換する中で、救貧対策としての考え方を残しておいて良いのか。北欧等のように極力、所得階層に応じた高額な利用者負担は是正していく方向で考えて行く必要があるのではないか。
- ・ 利用者負担について、保護者の方に丁寧に説明をしていかなければならないので、保護者の方が分かりやすい、理解しやすい表にしていきたい。
- ・ 利用者1人当たりのコストについて、国民に知らせる必要があるのではないか。

##### 【対応方針案】

- 教育標準時間認定を受ける子どもに係る利用者負担の所得階層の区分数は、現行の幼稚園の所得階層の区分数と同様に5区分としてはどうか。
- 保育認定を受ける子どもに係る利用者負担の所得階層の区分数は、現行の保育所の所得階層の区分数と同様に8区分としてはどうか。  
※ 満3歳以上の子どもに係る利用者負担については、第6階層以上についても、一部に保育料基準額が適用される場合があることから、応益負担の原則を踏まえ、現行と同様に8区分とする。

## 2. 所得階層区分の決定方法について

- 新制度の利用者負担の所得階層の区分を決定するにあたっては、利用者の手続きに係る負担の軽減や実施主体である市町村の事務簡素化を図るため、教育標準時間認定・保育認定を受ける子どものいずれについても、市町村民税額の所得割額を基に行うこととしてはどうか。

＜主なご意見＞

- ・ 市町村民税額とすることに賛成。

### 【対応方針案】

- 新制度の利用者負担の所得階層の区分を決定するにあたっては、市町村民税額の所得割額を基に行うこととしてはどうか。

### 3. 利用者負担の切り替え時期について

#### 【検討の視点】

- 「2」において、市町村民税額を基に決定することとした場合、市町村民税の賦課決定の時期が6月となることから、利用者負担の切り替え時期について検討する必要がある。

例1 年度を通じて「前年度分の市町村民税額」により認定

メリット : 年度を通じて同一の利用者負担となるため、国・都道府県・市町村における費用の精算手続きに当たっての事務負担が軽減される。

デメリット : 前年度分の市町村民税額は、前々年の収入を基に決定され、直近の所得の状況が反映されないことから、利用者の理解が得られにくいのではないかと懸念される。

例1' 例1を基本とした上で、所得の変化に対応

前々年の所得に基づいて設定した場合、収入が大幅に減少するなど直近の所得の状況等に大きな変動のあるケースが想定されるため、保護者の申請に基づき年度の途中に変更を可能とする。

<参考>

- ・ 現行の保育所における利用者負担に関しては、著しい収入減少等があつて費用徴収が困難であると市町村長が認める場合、階層区分の変更が可能。
- ・ 年金制度においては、収入が大幅に変化した場合、本人の申請に基づき、年金保険料を随時改定することが可能。

※ 当年度の1月以降には3年前の所得の状況となるため、変更が多数かつ随時行われる可能性がある点に留意が必要。

例2 4月～5月は「前年度分の市町村民税額」により認定し、6月以降は「当年度分」により認定

メリット : 直近の所得の状況が反映されることから、利用者の理解が得られやすいのではないかと懸念される。

デメリット : 年度の途中で切り替えが行われることにより、国・都道府県・市町村における費用の精算手続きが煩雑となる。また、市町村民税の賦課決定後、短期間で認定する必要があるため、市町村、幼稚園等の事務負担が重くなる。→7月又は8月以降での切り替えもあり得るか。

例2' 例2を基本とし、切り替え時期を7月以降とする。

事務負担を考慮して、切り替え時期を8月や10月など7月以降に設定する。

例3 年度を通じて「当年度分の市町村民税額」により認定（4・5月分は前年度分の市町村民税額により仮認定し、6月以降に当年度分の市町村民税額により4月に遡及して認定）

メリット : 直近の所得の状況が反映されることから、利用者の理解が得られやすいのではないかと懸念される。また、年度を通じて同一の利用者負担となるため、国・都道府県・市町村における費用の精算手続きに当たっての事務負担が軽減される。

デメリット : 利用者負担が遡及して適用されることにより、利用者には負担感が生じるのではないかと懸念される。市町村、幼稚園等における事務が繁雑となり、遡及に伴う事務負担が重い。

<主なご意見>

- ・ 例2が良いかと思うが、市町村実務を踏まえると6月での切り替えは現実的ではないため、切り替え時期を8月とする必要があるのではないか。
- ・ 市町村の事務負担への考慮も必要だが、直近の就労状況等が反映されるという点から、例2が良いのではないか。
- ・ 幼稚園での実務を踏まえると、年度の間の利用料が同一の例1でないと対応が困難。
- ・ 切り替え時期については例2とし、きりの良い10月が良いのではないか。
- ・ 利用者の観点からは例1'が良いのではないか。
- ・ 市町村の事務負担を考慮すると例2'が良いのではないか。

## 教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ

〔 ・ 現行の利用者負担の水準を基本。  
 ※ ( ) 内は、幼稚園就園奨励費の平成26年度予算の内容を反映させた場合の額 〕

階層区分	推定年収	現行の保育料	
		公立	私立
①生活保護世帯	—	4,900円 (0円)	6,600円 (0円)
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	~270万円	4,900円	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	~360万円	6,600円	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	~680万円	6,600円	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	680万円~	6,600円	25,700円



階層区分	利用者負担	
	公立	私立
①		
②		
③		
④		
⑤		

(保育認定を受けた子ども(満3歳以上)の利用者負担との整合性を考慮)

現行の負担水準を基本

※②~⑤：第1階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

※現行の保育料：実際の保育料等の平均値から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いたもの。

※ ①~⑤：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ ただし、給付単価を限度とする。

## 保育認定を受けた子ども（満3歳以上）の利用者負担のイメージ

・ 保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本（ただし、一定階層以上については一律負担）、保育短時間認定を受けた子どもは保育標準時間認定を受けた子どもの約98.3%（▲1.7%）を基本に設定（保育標準時間認定と教育標準時間認定を受けた子どもの中間程度）

階層区分	推定年収	現行の 費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民 税非課税世帯	～260万円	6,000円
③市町村民 税課税世帯	～330万円	16,500円
④所得税額 40,000円未満	～470万円	27,000円 (保育単価限度)
⑤所得税額 103,000円未満	～640万円	41,500円 (保育単価限度)
⑥所得税額 413,000円未満	～930万円	58,000円 (保育単価限度)
⑦所得税額 734,000円未満	～1130万円	77,000円 (保育単価限度)
⑧所得税額 734,000円以上	1130万円～	101,000円 (保育単価限度)



階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①	(教育標準時間認定を受けた子どもとの整合性を考慮) 現行の保育制度の利用者負担を基本	保育標準時間認定を受けた子どもの負担額の 約98.3%を基本に設定
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		

②～③：第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

④～⑧：第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯

※ ①～⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ ただし、給付単価を限度とする。

## 保育認定を受けた子ども（満3歳未満）の利用者負担のイメージ

・ 保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは保育標準時間認定を受けた子どもの約98.3%（▲1.7%）を基本に設定

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税非課税世帯	～260万円	9,000円
③市町村民税課税世帯	～330万円	19,500円
④所得税額40,000円未満	～470万円	30,000円
⑤所得税額103,000円未満	～640万円	44,500円
⑥所得税額413,000円未満	～930万円	61,000円
⑦所得税額734,000円未満	～1130万円	80,000円 (保育単価限度)
⑧所得税額734,000円以上	1130万円～	104,000円 (保育単価限度)



階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①		
②	現行の保育制度の利用者負担を基本	保育標準時間認定を受けた子どもの負担額の約98.3%を基本に設定
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		

②～③：第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

④～⑧：第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯

※ ①～⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ ただし、給付単価を限度とする。



## 【主な事項（続き）】

### 4．多子軽減の取扱いについて

#### 【検討の視点】

- 同一世帯の複数の子どもが幼稚園、保育所等を利用する場合、現行制度と同様に多子軽減を導入することとしてはどうか。その際、幼稚園と保育所の「負担の平準化」の観点から、平成26年度予算において幼稚園就園奨励費の多子軽減措置を拡充させることとしていることから、その内容と整合性をとった形で実施することとしてはどうか。

#### （多子軽減の具体的な内容）

##### ＜教育標準時間認定の子ども＞

- ・ 小学校3年生以下の年長の子どもから順に2人目以降の子どもが幼稚園、認定こども園等を利用している場合に利用者負担額を軽減。（対象となる期間は、3歳から小学校3年生までの6年間）
- ・ 軽減額は、2人目は半額、3人目以降は無料とし、所得制限は設けない。

##### ＜保育認定の子ども＞

- ・ 就学前の子どものうち、年長の子どもから順に2人目以降の子どもが保育所、認定こども園等を利用している場合に利用者負担額を軽減。（対象となる期間は、0歳から就学前までの6年間）
- ・ 軽減額は、2人目は半額、3人目以降は無料とし、所得制限は設けない。

##### ＜主なご意見＞

- ・ 多子軽減は少子化対策にもつながり、非常に良い取り組みだと思う。
- ・ 幼稚園と保育所で、同時利用の場合の対象となる期間が異なるが、共通の給付制度となり、また、認定こども園では1号認定の子どもと2号・3号認定の子どもが同時に利用することになるため、事務が繁雑であり、保護者からも不信感が生じるので、揃えていくことも検討してはどうか。
- ・ 多子軽減を導入するのは良いが、6年間と限定的になっている点については、将来的に拡充していくことが必要ではないか。

#### 【対応方針案】

- 現行の幼稚園・保育所における取り扱いと同様に、多子軽減を導入することとしてはどうか。その際、平成26年度予算における幼稚園就園奨励費の多子軽減措置の拡充の内容と整合性をとった形で実施することとしてはどうか。

# (参考) 多子世帯の保護者負担の軽減 (幼稚園と保育所との比較)

幼稚園

所得制限: 原則あり (年収約680万円程度まで)

補助対象世帯 年収 ~ 約680万円

補助対象外世帯 年収約680万円 ~

保育所

所得制限: なし  
(全世帯が対象)

A世帯

B世帯

C世帯

D世帯

E世帯

小4

小4以上はカウントしない

小3

小2

小1

5歳

(年長)

4歳

(年中)

3歳

(年少)

2歳

1歳

0歳

2歳以下はカウントしない



小4

小3

小2

小1

5歳

4歳

3歳

2歳

1歳

0歳



小1以上はカウントしない

保育所と幼稚園の負担の平準化の観点から、  
平成26年度予算により対応。

[ ]内の数値は、第1子の保護者負担額を[1.0]とした場合の負担割合。

## 5. 実費徴収・上乗せ徴収の取扱いについて

- 実費徴収や上乗せ徴収については、子ども・子育て会議（第10回）子ども・子育て会議基準検討部会（第11回）合同会議における確認制度の議論において以下のとおり整理され、そのあり方については、公定価格の議論において検討することとされたところ。

また、実費徴収については、地域子ども・子育て支援事業の中で「実費徴収に係る補足給付を行う事業」として位置付けられている。

- ・ 施設・事業者は、法に定める利用者負担を受領するものとし、その上で、それ以外に実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができる旨を定めることを基本とする。
- ・ 実費徴収に限度を設けるかどうか。
- ※ 実費徴収に係る補足給付を行う事業との整合性が必要。
- ・ 実費徴収、実費以外の上乗せ徴収を行う場合、各施設・事業者においてあらかじめ額や理由を明示することを求める。
- ※ 公立施設・社会福祉法人立施設による上乗せ徴収の取扱いについても検討が必要。

### 【検討の視点】

- 検討に当たっては、経営実態調査の調査結果（実費徴収の調査結果はP 1 1 7 参照。私立幼稚園における学生生徒等納付金の徴収状況等については、P 1 1 9 以降を参照）や、公定価格の中で対象とする経費の範囲と併せて検討していく必要があるのではないか。

### 実費徴収について

#### ア 給食費

- 幼稚園における現在の実費徴収の額は、主食・副食の材料費等に相当する程度であり、現行の私学助成の大部分が人件費（委託料）に充てられていると考えられる。

（参考）各施設における給食費（※給食材料費相当分の費用・日額）

施設	幼稚園 (利用者負担 ※実費徴収)	保育所(3歳以上児)		(参考)小学校低学年 (利用者負担)
		主食費 (実費徴収)	副食費 (運営費＝利用者負担)	
日額(円)	233円	26円	約200円	240円
算定根拠等	経営実態調査(※1)		保育所運営費国庫負担金予算(※2)	H24学校給食費調査

(※1) 調査結果における平均在籍園児数は幼稚園は134人、保育所は103人

(※2) 保育所運営費国庫負担金の平成26年度予算案ベースの金額

## イ 通園費

○ 教育標準時間認定を受ける子どもの通園送迎に係る費用については、車輛維持費（検査、保険、修理等）、燃料費は実費徴収（公定価格の対象外）、車輛購入費の一部は実費徴収（ほぼ全園児が利用する場合は、上乗せ徴収）と整理し、人件費（委託料）は実施状況に応じた加算により公定価格上評価してはどうか。

\* 現在の実費徴収の額は、車輛維持費（検査、保険、修理等）及び燃料費に相当する程度であり、場合により車輛購入費や人件費（委託料）も含まれると考えられる一方、現行の私学助成が人件費（委託料）の大部分に充てられていると考えられる。

○ 保育認定を受ける子どもの通園送迎に係る費用については、幼稚園と比較してその実施状況は低く（幼稚園50.8%、保育所6.7%）、従来より実費徴収としての整理が行われていることから、これまでと同様の整理としてはどうか。

（参考）幼稚園の通園費（園バス代）の実費徴収額と通園バス維持費（モデル例）

	実費徴収額	車輛維持費等(※1)
1人当たり年額(円)	30,257 円	35,000 円

(※1)バス1台当たり車輛維持費計(円) 1,400,000円

(内訳)車検、保険 200,000円、修理費 300,000円、燃料費 400,000円、  
バス償却費(一部)400,000円、消耗品費(タイヤ、オイル等) 100,000円

\*バス1台の乗員35名と想定

## ウ その他

○ ア、イの他、現在、幼稚園、保育所において実費徴収が行われている遠足等の園外活動費、学用品費・教材費、制服等の被服費、学級会や保護者会等の会費、課外活動費等の経費については、これまでと同様の整理としてはどうか。

## 上乗せ徴収について

- 教育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる幼稚園・認定こども園については、例えば、
  - ・ 教員配置の充実
  - ・ 高処遇を通じた教員の確保
  - ・ 設備更新の前倒し
  - ・ 平均的な水準を超えた施設整備など、教育・保育の質の向上に向けた取組等に必要であると各施設で判断する場合には、額や徴収理由をあらかじめ開示し、保護者に説明・同意を得た上で、公定価格外において実費徴収以外の上乗せ徴収を行うことを可能としてはどうか。
- また、保育認定を受ける子どもを受け入れる保育所・認定こども園・地域型保育事業についても、額や徴収理由をあらかじめ開示し、保護者に説明・同意を得た上で、公定価格外において実費徴収以外の上乗せ徴収を行うことを可能としてはどうか。
  - ※ 設置主体の判断で上乗せ徴収を行わないことも想定される。その際、市町村から委託を受けて保育を実施する私立保育所については、現行と同様、市町村との協議を経て実施することとしてはどうか。
- その上で、低所得者世帯をはじめとする地域の子どもが、円滑な教育・保育の提供が可能となるような提供体制の確保方策について、例えば、公立施設の活用や児童福祉法に基づく措置制度の活用など、制度の実施主体である市町村において運用上対応することも可能としてはどうか。

## その他

- 上記の検討と併せて、市町村事業である実費徴収に係る補足給付をどのようにしていくか。
  - ▶ 補足給付の対象となる実費徴収の範囲をどの程度のものとするか。
    - …経営実態調査を基に、生活保護制度における教育扶助、学校教育法に基づく就学援助制度も参考に検討するか。
  - ▶ 補足給付の対象者をどの範囲に設定するか。
    - …生活保護世帯など、保護者の世帯の所得の状況その他の事情を勘案して検討するか。
- ⇒ 別途議論されている質の改善事項における対応を踏まえ、0.7兆円の財源の範囲での具体的な公定価格の設定に当たっては、生活保護世帯における補助を行うこととしてはどうか。
  - ※市町村民税非課税世帯への対象の拡大については、1兆円超の財源を確保した段階で実施する方向。

○ また、現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園について、新制度において、どのような対応を行うことが考えられるか。

⇒ 新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずることとしてはどうか。

<主なご意見>

- ・ 上乗せ徴収を柔軟に認めていただかないと、私立学校としての特色ある幼児教育の提供という観点から、幼稚園からの参入が図られないのではないかと懸念。
- ・ 私立学校としての自主性や幼児教育の質を確保しつつ、各園における特色ある取り組みができるよう、上乗せ徴収を柔軟に認めること。
- ・ 幼稚園では実態として上乗せ徴収が行われているので、柔軟な対応が必要。
- ・ 上乗せ徴収について、特定の法人格のみ違う取り扱いとすることに反対。
- ・ 開示することにより上乗せ徴収をしていくことが妥当だが、保護者への説明・同意の方法を慎重に検討していくことが必要であり、良識の範囲内で低所得世帯が排除されないよう配慮していくことが必要。
- ・ 新制度に移行する幼稚園については、福祉的な観点から導入されることから、上乗せ徴収については節度を持ったものとするべきであり、保護者の同意についてもその段階での保護者であって、恒久化していいということではない。
- ・ 小規模保育などでも上乗せ徴収をすることについて、当然適切な費用という前提はあるが、特徴ある保育を提供できる体制、仕組みづくりという点で賛成。
- ・ 上乗せ徴収については、制度が定着するまでの間など一定の期間を設けて対応することが必要ではないか。
- ・ 上乗せ徴収により、低所得世帯を排除しないような体制を取っていただきたい。
- ・ 新制度では応諾義務を課すということになっている点を踏まえると、低所得者の利用が排除されないよう、減免するなどの努力をすべき。
- ・ 上乗せ徴収は一定の期間内にとどめるべき。補足給付との関係で利用者の納得を得ることが難しいのではないかと懸念。
- ・ お寺等が運営する幼稚園の中には、利用料を低く設定しているところもあり、基準を満たして運営している等一定の場合は、新制度においても引き続き低い利用料設定を可能としてはどうか。

# (参考1) 実費徴収の状況

## <幼稚園>

	施設数	実施率	在籍園児 1人当たり 徴収額 (年額)	平均 在籍園児数
ア 給食費	9,386か所	70.1%	30,736円	134人
イ 通園費(園バス代等)	6,797か所	50.8%	30,257円	180人
ウ 遠足等の園外活動費(バス代、入場料等)	9,387か所	70.1%	3,564円	131人
エ 学用品費(教材費、被服費等)	11,624か所	86.8%	20,978円	130人
オ 学級・児童会費	1,481か所	11.1%	4,992円	86人
カ P T A会費	11,841か所	88.4%	5,326円	128人
キ 課外活動費(預かり保育利用料を除く)	2,000か所	14.9%	35,858円	167人
ク その他	4,379か所	32.7%	6,695円	117人

N=13,391

### (在籍園児規模別)

	在籍園児 ~60人				在籍園児 61~90人				在籍園児 91~150人				在籍園児 151~210人				在籍園児 211人~			
	施設数	実施率	在籍園児 1人当たり 徴収額 (年額)	平均 在籍園児数	施設数	実施率	在籍園児 1人当たり 徴収額 (年額)	平均 在籍園児数	施設数	実施率	在籍園児 1人当たり 徴収額 (年額)	平均 在籍園児数	施設数	実施率	在籍園児 1人当たり 徴収額 (年額)	平均 在籍園児数	施設数	実施率	在籍園児 1人当たり 徴収額 (年額)	平均 在籍園児数
ア 給食費	2,598か所	69.5%	29,676円	30人	1,382か所	66.1%	29,465円	76人	2,069か所	69.5%	29,900円	119人	1,473か所	73.1%	31,939円	181人	1,864か所	72.5%	33,135円	301人
イ 通園費(園バス代等)	685か所	18.3%	27,056円	36人	816か所	39.0%	27,677円	77人	1,540か所	51.7%	29,173円	121人	1,529か所	75.9%	30,846円	180人	2,226か所	86.5%	32,532円	303人
ウ 遠足等の園外活動費(バス代、入場料等)	2,609か所	69.8%	3,009円	32人	1,467か所	70.1%	3,236円	76人	2,110か所	70.9%	3,661円	119人	1,451か所	72.1%	3,930円	179人	1,750か所	68.0%	4,245円	302人
エ 学用品費(教材費、被服費等)	3,294か所	88.1%	14,601円	32人	1,813か所	86.7%	19,445円	75人	2,631か所	88.4%	20,240円	118人	1,746か所	86.7%	26,092円	179人	2,140か所	83.2%	28,826円	299人
オ 学級・児童会費	730か所	19.5%	5,873円	26人	280か所	12.4%	4,524円	75人	215か所	7.2%	4,191円	117人	161か所	8.0%	3,276円	178人	115か所	4.5%	4,350円	309人
カ P T A会費	3,447か所	92.2%	5,384円	32人	1,890か所	90.4%	5,450円	76人	2,602か所	87.4%	5,352円	118人	1,788か所	88.8%	5,250円	179人	2,114か所	82.2%	5,155円	298人
キ 課外活動費(預かり保育利用料を除く)	285か所	7.6%	20,311円	35人	255か所	12.2%	31,935円	74人	431か所	14.5%	37,193円	122人	416か所	20.7%	40,458円	179人	613か所	23.8%	40,666円	292人
ク その他	1,400か所	37.5%	6,073円	32人	809か所	38.7%	6,749円	75人	954か所	32.1%	6,814円	118人	616か所	30.6%	7,025円	179人	600か所	23.3%	7,544円	304人

N=3,737

N=2,091

N=2,977

N=2,014

N=2,573

## <保育所>

	施設数	実施率	入所児童 1人当たり 徴収額 (年額)	平均 入所児童数
ア 3歳以上児主食費	9,597か所	41.8%	7,722円	103人
イ 通園費(園バス代等)	1,543か所	6.7%	17,540円	104人
ウ 遠足等の園外活動費(バス代、入場料等)	8,746か所	38.1%	1,886円	97人
エ 文房具や絵本代などの教材費	9,332か所	40.6%	3,810円	96人
オ 制服・カラー帽子・運動服などの被服費	12,135か所	52.8%	4,014円	96人
カ 保護者会等の会費	15,021か所	65.4%	3,876円	92人
キ その他	6,683か所	29.1%	2,570円	94人

N=22,977

### (入所児童規模別)

	入所児童 ~60人				入所児童 61~90人				入所児童 91~120人				入所児童 121~150人				入所児童 151人~			
	施設数	実施率	入所児童 1人当たり 徴収額 (年額)	平均 入所児童数	施設数	実施率	入所児童 1人当たり 徴収額 (年額)	平均 入所児童数	施設数	実施率	入所児童 1人当たり 徴収額 (年額)	平均 入所児童数	施設数	実施率	入所児童 1人当たり 徴収額 (年額)	平均 入所児童数	施設数	実施率	入所児童 1人当たり 徴収額 (年額)	平均 入所児童数
ア 3歳以上児主食費	1,784か所	31.1%	7,089円	43人	2,454か所	40.8%	8,061円	75人	2,565か所	43.6%	7,601円	105人	1,542か所	49.4%	8,005円	135人	1,251か所	56.5%	7,860円	202人
イ 通園費(園バス代等)	412か所	7.2%	14,607円	41人	358か所	5.9%	21,498円	76人	300か所	5.1%	17,713円	106人	212か所	6.8%	16,122円	136人	261か所	11.8%	17,699円	215人
ウ 遠足等の園外活動費(バス代、入場料等)	1,925か所	33.5%	1,849円	42人	2,194か所	36.5%	1,828円	74人	2,351か所	39.9%	1,865円	105人	1,326か所	42.4%	1,903円	134人	950か所	42.9%	2,124円	191人
エ 文房具や絵本代などの教材費	2,343か所	40.8%	3,996円	40人	2,217か所	36.9%	3,530円	74人	2,305か所	39.2%	3,812円	106人	1,326か所	42.4%	3,958円	135人	1,141か所	51.6%	3,797円	190人
オ 制服・カラー帽子・運動服などの被服費	3,044か所	53.0%	3,430円	40人	2,943か所	49.0%	3,999円	74人	3,013か所	51.2%	4,160円	105人	1,772か所	56.7%	4,334円	135人	1,362か所	61.5%	4,609円	195人
カ 保護者会等の会費	4,046か所	70.5%	3,967円	40人	3,875か所	64.5%	4,050円	74人	3,564か所	60.5%	3,951円	105人	2,014か所	64.5%	3,556円	135人	1,521か所	68.7%	3,439円	189人
キ その他	1,776か所	30.9%	2,126円	39人	1,599か所	26.6%	2,884円	74人	1,645か所	27.9%	2,605円	105人	953か所	30.5%	2,493円	134人	710か所	32.0%	2,997円	199人

N=5,741

N=6,101

N=5,887

N=3,124

N=2,214

※ 幼稚園・保育所等の経営実態調査結果  
 ※ N数は、調査客対数ではなく全国推計値

## (参考2) 他制度における例

### 【生活保護における教育扶助】

- 義務教育に伴って必要となる費用（学用品、通学用品、学校給食その他義務教育に伴って必要となるもの）について給付を行うもの。

区 分	内 容	
基準額	学用品費	その他の教育費
	鉛筆、ノート、消しゴム、定規、書道道具、ハーモニカ、笛、裁縫用具、体育用靴等の購入費	遠足、社会見学、展覧会等の校外活動費及び通学用靴、上履き、帽子等の通学用品等の購入費
学級費等	学級費、児童会又は生徒会費及びPTA会費等	
教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するもの（副読本的図書、ワークブック、和洋辞典）の購入費	
学校給食費	保護者が負担すべき給食費	
校外活動参加費	宿泊費、施設利用料、交通費等	
通学交通費	通学に必要な最小限度の額	
学習支援費	学習参考書（教材代に含まれるものを除く。）購入費、課外クラブ活動費	

※上記のほか、入学準備に必要な入学時の学生服、鞆、靴などについて、一時扶助として入学準備金が給付される。

### 【就学援助制度（義務教育課程）】

- 学校教育法19条に基づき、生活保護法の要保護者に対して、以下の対象品目について行う市町村の補助に対して国がその一部を補助

学校用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、医療費、学校給食費

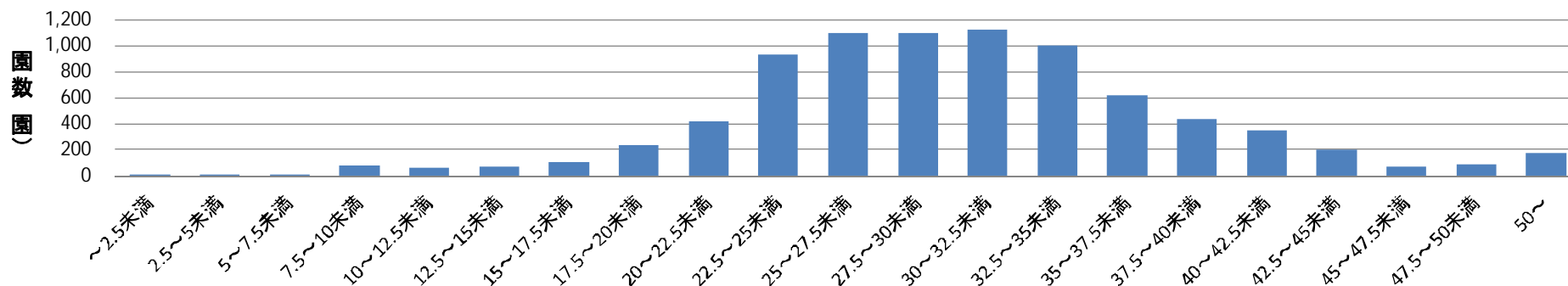
※生活保護と就学援助は重複して受けることはできない。



### (参考3) 私立幼稚園における学生生徒等納付金の徴収状況等

- 現在の私立幼稚園における納付金の状況は次のような特徴があり、他施設との競争関係、私学助成の交付額等の地域の実情を勘案しながら、経営判断として自由に設定されているものと考えられる。
- 施設ごとの納付金（園則に定めて徴収するもの）の額は幅広く分布しており、特異に高額や少額の施設が一定の集団として見られるわけではなく、また、各都道府県平均も幅広く分布している。

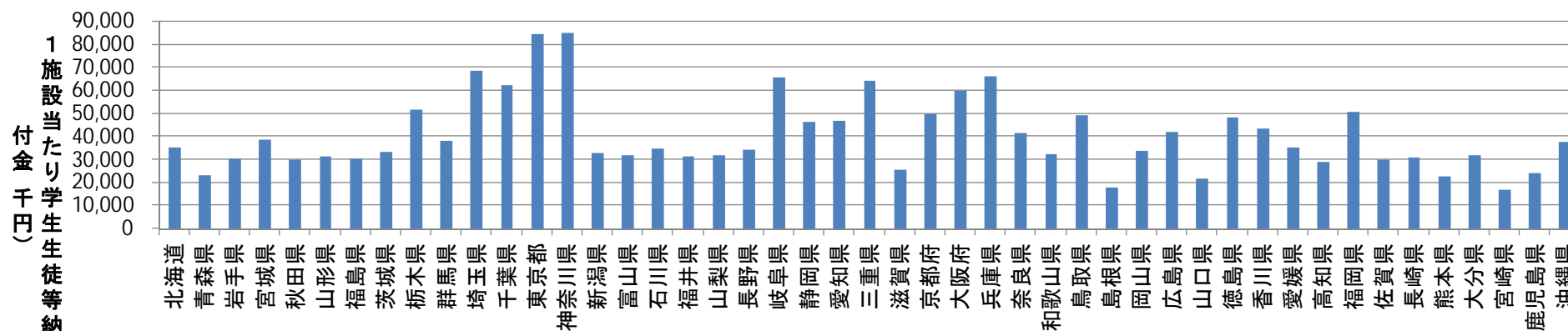
#### 園児1人当たり学生生徒等納付金等（年額）分布



園児1人当たりの学生生徒等納付金等(万円)

授業料、入学金、施設整備資金、その他納付金、就園奨励費による軽減額、就園奨励費補助金代理受領分の合計  
経営実態調査結果

#### 各都道府県の1施設当たり学生生徒等納付金(年額)

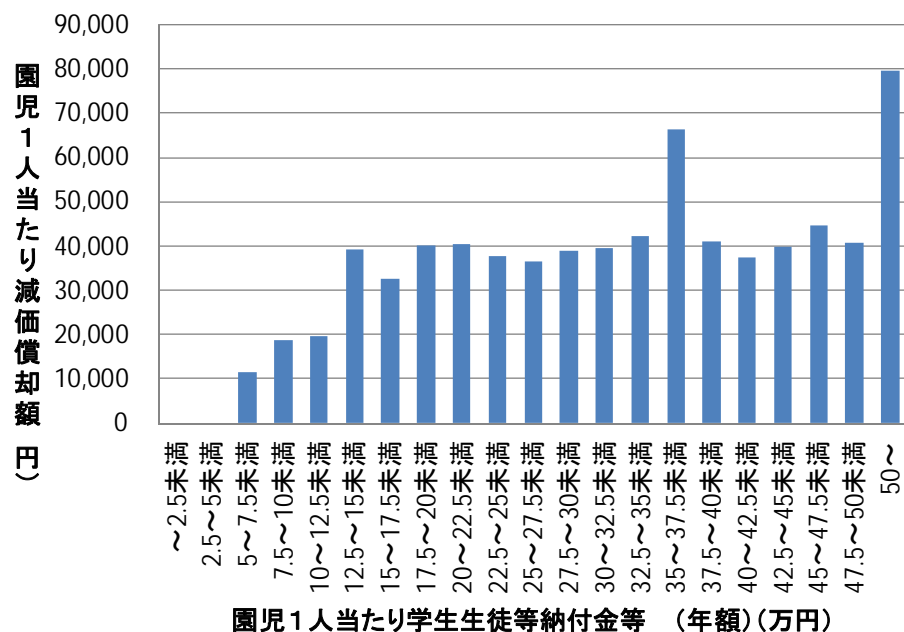


- また、納付金と設備面や教職員配置等との関係は次のような特徴があり、最低限の水準を維持しつつ、各施設の教育内容や環境整備の方針の特色を踏まえて、納付金が教育条件に還元されているものと考えられる。
- 園児1人当たりの納付金と減価償却費・基本金組入額に相関が見られる。特に納付金が少ないと減価償却費・基本金組入額が少額となっている。

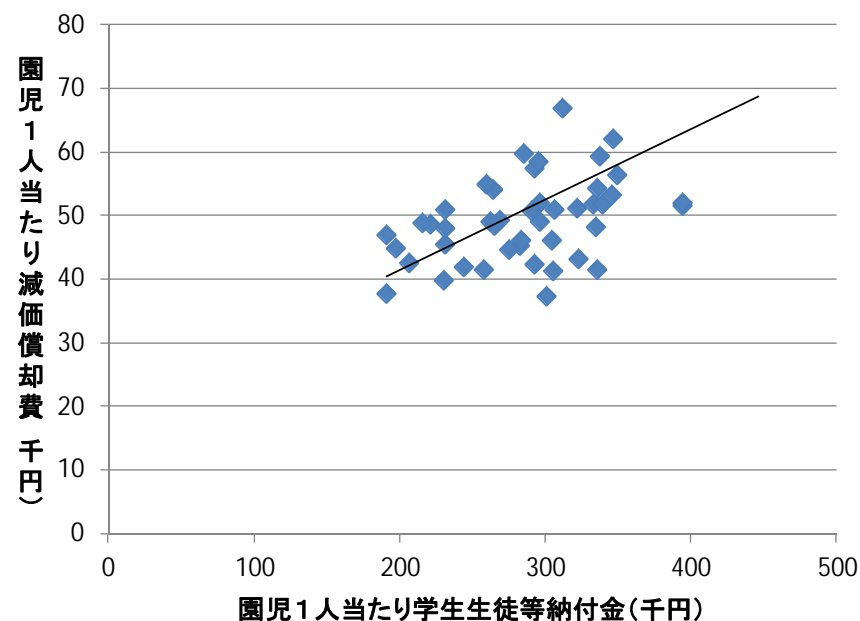
### 園児1人当たりの納付金と減価償却費の相関

園規模にかかわらず、納付金と減価償却費との間に相関がみられる。

園数ベース  
(相関係数：0.77)



都道府県数ベース (散布図)  
(相関係数：0.45)



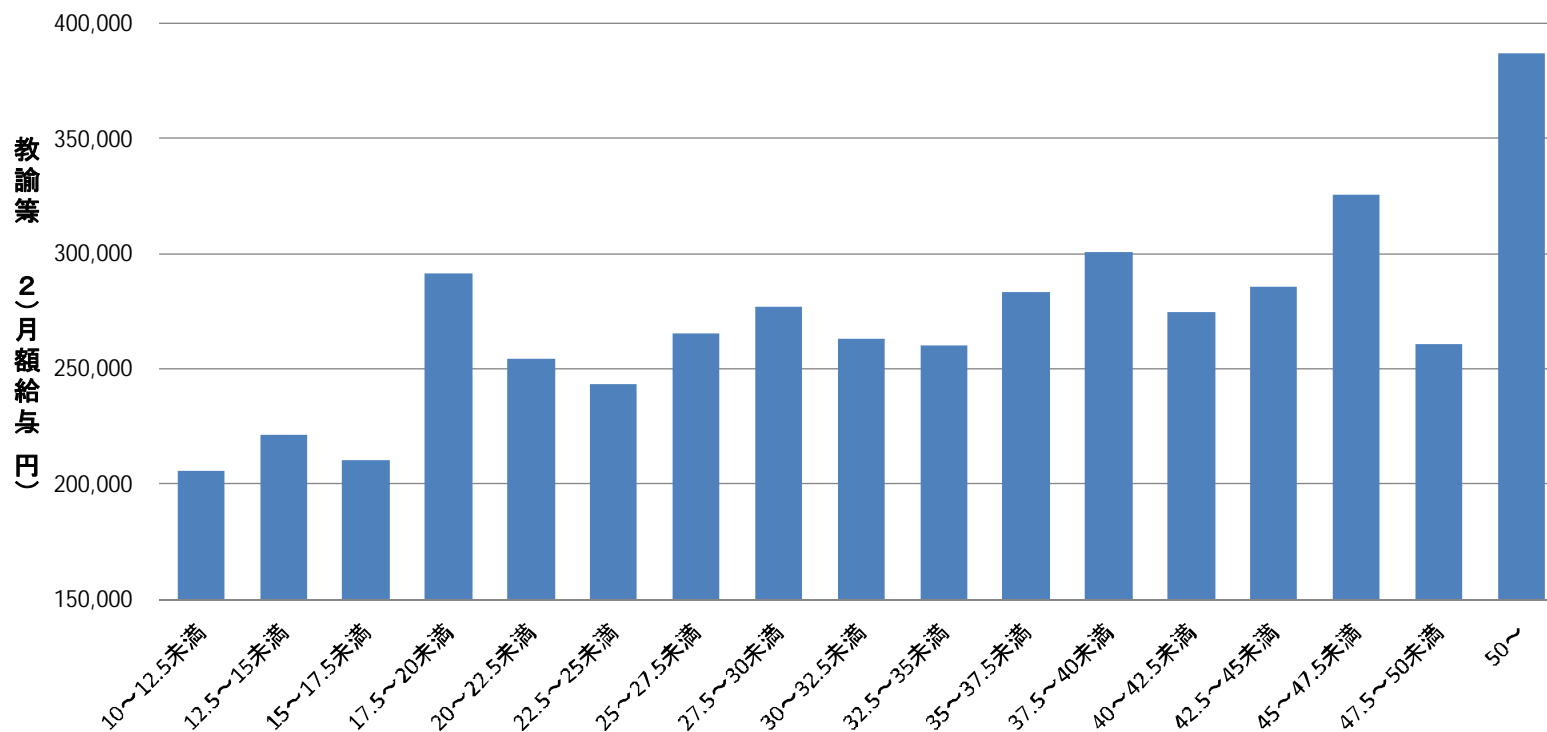
授業料、入学金、施設整備資金、その他納付金、  
就園奨励費による軽減額、就園奨励費補助金代理受領分の合計  
経営実態調査結果

日本私立学校振興・共済事業団「平成24年度今日の私学財政」から推計

- 園児1人当たりの納付金が高いと教諭1人当たりの園児数が少なくなる傾向が若干見られ、納付金が低い場合も含め、全体としては適切に教員配置の水準が確保されている。
- 園児1人当たりの納付金と教諭等給与は相関が強く、納付金が低い場合も含め、全体としては教員の給与水準は安定している。ただし、特に納付金が低いと園長や事務職員が少額となる傾向が強い。

### 園児1人当たりの納付金と教諭等給与の相関

(相関係数：0.77)



園児1人当たり学生生徒等納付金等(1)(年額)(万円)

1 授業料、入学金、施設整備資金、その他納付金、就園奨励費による軽減額、就園奨励費補助金代理受領分の合計  
 ※2 教諭、助教諭、講師 (経営実態調査結果)

## 6. その他

### (1) 低所得世帯等の減免規定の取り扱い

- 保育所運営費では、所得税非課税世帯に該当する世帯の保育料について、その世帯が、母子世帯等に該当する場合に、減免規定を設けており、新制度の利用者負担においても、教育標準時間認定・保育認定を受ける子どものいずれの場合についても、同様の配慮を求めることとするか。

○基準額上、第2・3階層（所得税非課税世帯）で以下に該当する世帯の場合に軽減措置を取っている。

（対象世帯）

母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮しているとし市町村の長が認めた世帯）

（軽減額）

上記の世帯に該当する場合は、右欄の基準額表が適用される。

階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児		3歳未満児	3歳以上児
第2階層	市町村民税非課税世帯	9,000円	6,000円	⇒	0円	0円
第3階層	市町村民税課税世帯 (所得税非課税)	19,500円	16,500円		18,500円	15,500円

#### 【対応方針案】

- 教育標準時間認定・保育認定を受ける子どものいずれの場合についても、同様に配慮を求めているかどうか。

### (2) 年少扶養控除等の廃止に伴う算定方法の取り扱い

- 平成22年度税制改正において、年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止が行われたが、保育所の保育料の決定に当たっては、扶養控除の廃止に伴う保育料への影響を避けるため、扶養控除見直し前の旧税額を市町村において再計算し、扶養控除見直し前の旧税額を基にして保育料を決定する取り扱いをしている。  
※幼稚園についても同様に、扶養控除見直し前の旧税額を施設において再計算し、適用することが出来る取り扱いとしている。
- 上記の取り扱いについては、市町村の事務負担が大きいことや、年少扶養控除等の廃止後、一定期間が経過していること、また、今後、その他の税制改正が行われた場合に、旧税額を計算する方法が相当複雑になっていく可能性があること等を踏まえれば、例えば、所得階層の区分に用いる税額を年少扶養控除等の廃止に合わせて変更するなどの方法も考えられるのではないかと。

#### 【対応方針案】

- 新制度の利用者負担の算定にあたっては、旧税額を再計算する方法ではなく、改正前後で極力中立的なものになるよう所得階層の区分に用いる税額を変更することとしてはどうか。